令和４年５月13日

町立小中学校 在籍児童生徒

保護者のみなさまへ

立山町教育委員会

　立山町立小中学校の夏季休業期間の見直しについて（お知らせ）

　平素より町教育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　町立小・中学校の夏季休業期間については、平成２６年度に見直しをしたところですが、学習指導要領の改訂により、授業日数及び授業時数の確保が課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症等の流行による学級閉鎖や大雪等の休校に備える必要もあります。

　このようなことから、夏季休業期間を短縮し授業日数を増やすことにより、ゆとりのある教育課程のもとで教育活動を展開できるよう、PTA役員と相談のうえ、夏季休業期間を下記のとおりといたしました。

なお、本件については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて変更することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 夏季休業期間について

　　令和４年8月１日（月）から8月２６日（金）まで

※１学期終業式　令和４年７月２９日（金）

※２学期始業式　令和４年８月29日（月）

1. 給食について
   * １学期：７月２９日（金）まで提供
   * ２学期：8月2９日（月）から開始
2. その他
   * 上記の他、詳細については、今後、各学校のホームページに掲載されますので、そちらをご覧ください。ホームページの閲覧ができない場合は、各学校へお問い合わせください。
   * 冬季休業期間の見直しにつきましては、改めてご案内いたします。

【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 教育課学校教育係

TEL　462-9981（直通）